

## 国民年金

### 国民年金付加年金制度のお知らせ

毎月の定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納めると、老齢基礎年金受給時に付加年金が加算されます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数となります。

**対象** 第1号被保険者と任意加入被保険者  
※国民年金基金加入者や保険料の免除を受けている人は申し込みできません

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9473

## 国民健康保険

### 国民健康保険の届け出は14日以内に

国民健康保険に加入している人で転出や転居、社会保険への加入などの異動などがあった場合は速やかに届け出てください。また、転入や社会保険の資格喪失などで新たに国民健康保険に加入する人は、国民健康保険の資格が発生した日(転入日や退職日の翌日など)から14日以内に届け出てください。届け出が遅れると遡って保険料を納めることになり、その間にかかった医療費は全額自己負担になる場合があります。

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9470

### 出産育児一時金の支給額の内訳が変わります

産科医療補償制度とは、医療機関などが加入する制度で、加入医療機関で制度対象となる出産をし、万一、分娩時の何らかの理由により重度の脳性まひとなった場合、子どもと家族の経済的負担を補償する制度です。

1日(祝)から産科医療補償制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられますが、1児につき42万円の支給額に変更はありません。なお、同制度に未加入の医療機関などで出産した場合、支給額が40万4千円から40万8千円に変更されます。

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9471

### 人間ドックの受診費用を助成します ～若いうちから良い生活習慣を～

指定医療機関で人間ドックを受診した際の費用の一部を年度内に1回助成します。

**対象** 次の要件すべてに該当する人 ●満

## 慰霊碑斎場を開放します

**問い合わせ** 遺族会事務局☎366-2022

30歳以上の大阪狭山市国民健康保険加入者  
●国民健康保険被保険者資格を取得してから1年以上経過している人 ●国民健康保険料を完納している世帯の人 **助成金額**  
一般基本健診費用額から受診者負担額1万円を差し引いた金額 ※上限は3万円。オプション費用は個人負担です。同年度内に特定健康診査と人間ドックの両方を受診することはできません。重複受診した場合は、特定健康診査受診料を市へ返金する必要があります。対象医療機関や助成額など、詳しくは市ホームページを確認してください。

**問い合わせ** 保険年金グループ☎349-9471

## 税

### 土地や家屋の状況が変わったときは

土地や家屋の状況が変わると、固定資産税の税額が変わります。次のように土地の状況が変わった場合は、市役所税務グループで配布する住宅用地申告書を、31日(月)までに税務グループへ提出してください。

○隣地を取得して現在住宅が建っている敷地と同一敷地として利用したとき ○非住宅用地(店舗、事務所、倉庫など)を住宅用地(居住用地)に変更したとき ○住宅用地を非住宅用地に変更したとき

また、未登記家屋の新築、増築、取り壊しを行った場合も、同日までに申告してください。

**問い合わせ** 税務グループ☎349-9401

### 事業用資産を所有している人へ ～償却資産の申告が必要です～

固定資産税は、土地や家屋といった不動産だけでなく、償却資産にも課税されます。償却資産とは、会社や個人が事業用に所有している備品や機器、構築物などのことです。償却資産を所有している人は、1日(祝)現在の状況を、31日(月)までに申告してください。

また、市では地方税ポータルシステム(エルタックス)を利用し、インターネットによる電子申告も受け付けています。利用方法など、詳しくはエルタックスホームページ

大阪狭山市慰霊碑斎場(今熊一丁目)を、次の期間開放します。参拝は自由です。

**とき** 1日(祝)～3日(月)午前9時～午後5時

を確認してください。

**問い合わせ** 税務グループ☎349-9401

### 31日(月)は市府民税第4期分の納期限

31日(月)は市府民税第4期分の納期限です。忘れないよう近くの金融機関、コンビニエンスストアまたはスマホ決済で納めてください。税金を滞納すると、督促手数料や延滞金がかかるほか、財産の差し押さえなどの滞納処分を課せられる場合があります。納期限までに納付が困難な場合は、早めに市役所税務グループへ納付方法を相談してください。

なお、督促状を発送してから一定期間経過後、未納の人にはショートメッセージサービスにより納付を呼びかける場合があります。

**問い合わせ** 税務グループ☎349-9400

## 経済・労働

### 医療事務講座

**とき** 31日～2月28日の毎週月曜日、午前9時30分～午後3時30分(全5回) **ところ** SAYAKAホール・大会議室L **対象** 市内に住んでいて、医療機関で働くことをめざしている18歳以上の人 **受講料** 無料 **定員** 15人(先着順) **申し込み** 5日(水)から市役所産業振興・魅力創出グループへ電話または直接

**問い合わせ** 産業振興・魅力創出グループ☎366-0011

### ひとり親家庭の母または父の就労支援事業

ひとり親家庭の母または父が働くために必要な技能を学び、安定的な就業ができるよう支援します。いずれも事前に市役所子育て支援グループで相談を行い、指定を受ける必要があります。

**【母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業】**

**対象** ひとり親家庭の母または父 **内容** 雇

≧0≦ 夕方は早めのライト点灯を



歩行者は、衣類・靴に  
反射材をつけましょう

**問い合わせ** 黒山警察署☎362-1234

用保険制度の教育訓練給付の指定講座などを受講する場合、受講料の一部を補助 ※所得制限があります **支給金額** 受講料の6割相当額(1万2,001円～20万円)

#### 【母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業】

**対象** ひとり親家庭の母または父 **内容** 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図るための費用を給付 ※所得制限があります **支給金額** 市民税非課税世帯/月額10万円と修業後に修了支援給付金5万円、市民税課税世帯/月額7万500円と修業後に修了支援給付金2万5,000円 ※対象者によって金額が異なる場合があります

#### 【ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業】

**対象** ひとり親家庭の母、父または児童 **内容** 適職に就くために高等学校卒業程度認定試験の合格が必要と認められた場合、これを支援する講座の受講費用の一部を助成 ※所得制限があります **支給金額** 受講修了時給付金/受講料の4割相当額(4,001円～10万円)、合格時給付金/受講料の2割相当額(受講修了時給付金との合計額の上限15万円)

**申し込み** 子育て支援グループへ直接

**問い合わせ** 子育て支援グループ ☎366-0011

### 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給しているひとり親(生活保護受給者を除く)を対象に、就労による自立を促進するため、専門の相談員が面接し、個人の状況やニーズに合わせた自立支援プログラムを策定しています。事業内容や手続きの方法など、詳しくは問い合わせてください。

**問い合わせ** 子育て支援グループ ☎366-0011

### 勤労者互助会に加入しませんか

勤労者互助会は、事業主と市が力を合わせ多彩な福利厚生事業を実施することにより、事業所で働く従業員が楽しく安心して働ける環境をつくり、事業所や商店などの振興・発展、雇用の安定に寄与することを目的とした組織です。お祝いやお見舞いなどの給付事業、宿泊補助事業、健康管理事業、レジャー施設の割引きなどの福利厚生事業を行っています。会員1人につき、月額800円(団体加入の場合は事業主が2分の1以上負担)

の会費が必要です。

**問い合わせ** 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011

## 募集

### 会計年度任用職員

#### 【放課後児童会支援員】

4月から放課後児童会で勤務できる人を募集します。書類による選考と面接などがあります。

**応募資格** 保育士・教員・社会福祉士などの資格を持つ人、2年以上放課後児童健全育成事業に従事した経験があるおおむね20歳以上の人 **申し込み** 市役所放課後こども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん、UPっぷで配布する応募用紙を、〒589-8501大阪狭山市役所放課後こども支援グループへ郵送または直接。6日(木)～12日(水)必着 ※応募用紙は市ホームページからもダウンロード可。今年度の採用も随時行っています。詳しくは募集要項を確認してください

**問い合わせ** 放課後こども支援グループ ☎366-0011

#### 【学校などで勤務できる人】

**職種** ①支援員(学びの支援員) ②学校図書館司書 ③中学校 ALT **応募資格** ①教員、養護教諭、保育士、看護師、准看護師のうち1つ以上の免許を持つ人 ②司書資格を持つ人 ③ネイティブの発音を生かした英語指導ができる人 **申し込み** 4日(火)～14日(金)に、履歴書と応募資格の免許証の写し(①②のみ)を、〒589-8501大阪狭山市役所学校教育グループへ郵送または直接 ※詳しくは市ホームページを確認してください

**問い合わせ** 学校教育グループ ☎366-0011

### 手話通訳者・要約筆記者

**応募資格** 手話通訳者/手話通訳士、都道府県登録手話通訳者、または同等の技能を有する人(2月19日(土)午後1時から市役所で実施する登録試験の受験が必要)、要約筆記者/地方公共団体が実施する要約筆記者養成講座を修了または同等の講座を修了した人 **時給** 1,600円 **登録期間** 4月1日(金)～令和5年3月31日(金) **応募方法** 4日(火)から市役所福祉グループで配布する募集要項を確認し、〒589-8501大阪狭山市役所福祉グ

ループへ郵送または直接。21日(金)必着(土・日曜日、祝日など休日を除く。15日(土)は午前中のみ受け付け) ※募集要項は市ホームページからもダウンロード可

**問い合わせ** 福祉グループ ☎366-0011

### 放課後児童会入会児童

4月から児童の入会を希望する場合や在籍中の児童の入会を引き続き希望する場合に申し込みが必要です。

**対象** 市内に住んでいて、令和4年4月に小学1～6年生になる児童 **入会基準** 保護者が次のいずれかに該当し、放課後に家庭にいない日が週3日以上あること ●昼間、居宅以外で働いている場合 ●昼間、居宅内で児童と離れて働いている場合 ●病気などの場合 ●そのほかの事情により児童を保育することが困難な場合 **申し込み** 市役所放課後こども支援グループ、ニュータウン連絡所、ぽっぽえん、UPっぷで配布する申込書を6日(木)～20日(水)に放課後こども支援グループへ直接(土・日曜日、祝日など休日を除く。15日(土)は午前中のみ受け付け) ※入会申込書などは市ホームページからもダウンロード可

**問い合わせ** 放課後こども支援グループ ☎366-0011

### 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校見学会・ガイダンス

就職に役立つ専門的な技術や知識を身につけることができる無料の公共職業訓練施設です。春の入校生の募集にあたり、見学会・入校ガイダンス(予約制)を開催します。

**とき・科目** 14日(金)まで/障がい者科目(発達障がい、精神障がい)、7日(金)・14日(金)・21日(金)・28日(金)・2月2日(水)・9日(水)・16日(水)・25日(金)・3月4日(金)・9日(水)/一般科目(ビル設備管理科、ビルクリーニング管理科、建築内装 CAD科) **ところ** 大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校(大阪市天王寺区上汐/大阪メトロ谷町線「谷町九丁目駅」下車) **参加費** 無料 **申し込み・問い合わせ** 電話で大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校 ☎06-6776-9900

防災行政無線の内容を電話で聞けます

防災行政無線放送テレホンサービス  
☎0120-367-707

## 福祉

### さやりんおれんじカフェ

認知症の人や家族、地域の人など、だれでも気軽に集まり、仲間づくりや情報交換をする場です。オレンジ色ののぼりが目印です。

カフェ一覧 ※いずれも利用料100円

さくらあつたかカフェ ☎288-4381

とき 9日(日)午後2時～4時 ところ さくらの杜・半田(半田三丁目)

ばんきカフェ ☎366-6535

とき 12日(水)午後2時～4時30分 ところ ばんき館(栄実木三丁目)

カフェおもちゃ館 ☎365-6688

とき 14日(金)午後1時30分～3時 ところ リハビリデイサービスおもちゃ館(西山台六丁目)

くみのきカフェ ☎368-2772

とき 月～金曜日午後2時～4時 ところ 特別養護老人ホームくみのき苑(東栄実木四丁目)

カフェ笑(しょう) ☎320-8268

とき 16日(日)午前10時～午後3時 ところ デイサービス笑狭山(大野台七丁目) ※モーニングは利用料300円

里カフェ ☎365-5878

とき 13日(水)・27日(水)午後1時～4時 ところ 介護老人保健施設さやまの里(岩室二丁目)

問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

### サロンさやま

身体障がい者が集える場所です。お互いの経験や思いを共有してみませんか。

とき 15日(土)午後1時～3時 ところ さやま荘・大広間 対象 市内に住んでいる身体障がい者と支援者 参加費 100円(お茶代など) 定員 30人(当日先着順)

問い合わせ 身体障害者福祉協議会事務局(社会福祉協議会内) ☎366-2022・FAX366-0880

### 「カフェさつき」1月の営業日

とき 12日(水)・19日(水)・26日(水)午前11時～午後2時 ところ さつき荘 メニュー さつきカレー／300円、ランチセット(ドリンク付き)／400円、ドリンク(コーヒー・紅茶など)／150円

障害者地域活動支援センター「さつき」では、日中活動や「カフェさつき」のボランティアを募集しています。

問い合わせ 障害者地域活動支援センター「さつき」 ☎366-2022

### 仲間と楽しもう！ポッチャ体験会

脳卒中の後遺症を持つ人を対象とした、ポッチャの体験会です。

とき 25日(火)午後2時～4時 ところ 総合体育館・メインアリーナ 対象 脳卒中の後遺症を持つ人と家族、支援に携わっている人 参加費 無料 定員 20人(先着順) 申し込み 11日(火)までに住所・名前(ふりがな)・電話番号をファクシミリ(FAX366-7407)で社会福祉協議会。電話、申込フォームからも可

問い合わせ 社会福祉協議会 ☎367-1761、ほっこり仲間の会(社) ☎090-9693-2470

### 難病とつきあうよりあい

とき 26日(水)午後2時～4時 ところ 市役所・第1会議室 対象 難病と診断された人と家族(確定診断を受けていない人も可) 内容 患者や家族同士の交流 参加費 無料 問い合わせ コミュニティソーシャルワーカー連絡会(野口) ☎080-1473-5125

## 介護

### 介護保険サービスの利用者負担額が軽減されます

①社会福祉法人などによる利用者負担額の軽減  
低所得で特に生計を維持することが困難であると市が認めた人に対し、社会福祉法人などが行う介護保険サービスの利用者負担額を軽減します。軽減額は利用者負担額の4分の1です。軽減を受けるには、次の要件を満たす必要があります。市役所高齢介護グループへ申請が必要です。次のすべての要件を満たす人には、市が認定証を発行します。

②生活困窮者の居宅サービス利用者負担額の助成  
低所得で一定の基準に該当し、居宅サービス(訪問介護・通所介護等)を利用した場合に、利用者負担額の4分の1を助成します。

### 南河内環境事業組合の入札参加資格申請を受け付けます

問い合わせ 南河内環境事業組合総務企画課 ☎0721-33-6584

南河内環境事業組合では、令和4～6年度の物品の買入れ・修理・売り払い、管理等業務などの業務への入札参加資格申請を受け付けます。

いずれも制度の軽減を受けるには、次の要件を満たす必要があります。高齢介護グループへ申請が必要です。すべての介護保険サービスが軽減対象となるものではありません。詳しくは問い合わせてください。

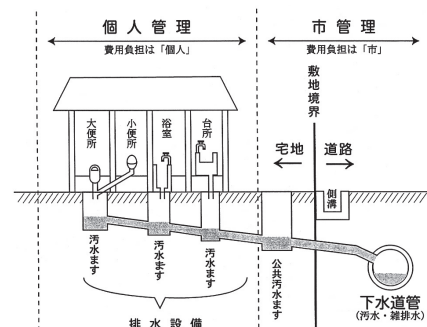
要件 ●市民税非課税世帯であること ●世帯全員の収入金額の合計が、1人世帯で150万円以下、2人世帯で200万円以下(以降世帯人数1人につき50万円を加えた額以下)であること ●世帯員の所持金・預貯金・有価証券額面金額の合計額が、1人世帯で350万円以下、2人世帯で450万円以下(以降世帯人数1人につき100万円を加えた額以下)であること ●世帯全員が、住んでいる土地と家屋以外に処分できる資産を持っていないこと ●市民税を課税されている人の控除対象配偶者および扶養親族でない、または医療保険の被扶養者となっていないこと ●介護保険料を滞納していないこと ●②のみ生活保護を受けていないこと  
問い合わせ 高齢介護グループ ☎349-9416

## 下水道

### 下水管が詰まったら

下水管が詰まったときは、市が24時間のメンテナンスサービスを委託している業者(大阪狭山下水道管路サービス ☎365-9511)に連絡してください。

なお、下図の個人管理の箇所における詰まりの処理などの作業費用は個人負担になります。



問い合わせ 下水道工務グループ ☎366-0011

資格有効期間 4月1日～令和7年3月31日(3年間) 提出要領配布 31日(月)まで(土・日曜日、祝日など休日を除く午前9時～午後5時30分) ※南河内環境事業組合ホームページからもダウンロード可 申し込み 南河内環境事業組合第1清掃工場で配布する提出要領を確認し必要書類を、〒584-0054富田林市大字甘南備2345南河内環境事業組合総務企画課。4日(火)～31日(月)消印有効

| 相談内容 ☑=予約制                                                                                                                    | とき(指定日以外の休日を除く)                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 市民相談・人権いろいろ相談                                                                                                                 | 月～金曜日午前9時～午後5時30分                                                     |
| ☑弁護士による無料法律相談(1人30分間)                                                                                                         | 水曜日午後1時～4時                                                            |
| ☑司法書士による無料相談(1人30分間)                                                                                                          | 17日(月)午後1時～4時                                                         |
| ☑人権擁護委員による相談                                                                                                                  | 20日(木)午後1時～4時                                                         |
| ☑行政相談                                                                                                                         | 17日(月)午後1時～4時                                                         |
| 市民相談・人権啓発グループ ☎366-0011・FAX366-0051                                                                                           |                                                                       |
| ☑専門の女性カウンセラーによる女性のための相談                                                                                                       | 11日(火)・17日(月)午後1時～4時、25日(火)午前10時30分～午後1時30分、15日(土)午前9時30分～午後0時30分     |
| 電話相談「女性のためのよりそいホットライン」                                                                                                        | 18日(火)・24日(月)午前10時～午後5時(受け付けは午後4時30分まで)<br>相談専用電話番号 ☎090-2112-3970    |
| きらっとびあ ☎247-7047                                                                                                              |                                                                       |
| DV相談専用ダイヤル                                                                                                                    | 月～金曜日午前9時30分～午後5時30分                                                  |
| 市民相談・人権啓発グループ ☎349-8819                                                                                                       |                                                                       |
| 児童家庭相談                                                                                                                        | 月～金曜日午前9時～午後5時30分、15日(土)午前9時～午後0時、月～金曜日午前9時30分～午後5時(UPっぱ(子育て交流ひろば)のみ) |
| ☑ひとり親家庭相談(子育て支援グループのみ)                                                                                                        | 子育て支援グループ ☎366-0011、またはUPっぱ(子育て交流ひろば) ☎360-4320                       |
| ひとり親家庭相談                                                                                                                      | 15日(土)午前10時～午後0時                                                      |
| 身体障がい者相談                                                                                                                      | 14日(金)午後1時～4時                                                         |
| さつき荘 ☎366-2022・FAX366-0880                                                                                                    |                                                                       |
| 知的障がい者(児)相談(電話相談)                                                                                                             | 15日(土)午後1時～2時                                                         |
| 中山 ☎365-2164                                                                                                                  |                                                                       |
| 電話・面接育児相談                                                                                                                     | 月～金曜日午前9時～午後5時                                                        |
| 市立こども園 ☎366-0080                                                                                                              |                                                                       |
| ☑発達のサポートが必要な中学3年生までの子どもに関する相談「手をつなGo!」                                                                                        | 月曜日午前10時～午後5時、水・木曜日午前10時～午後0時                                         |
| ぽっぽえん ☎360-0022                                                                                                               |                                                                       |
| 妊婦および就学前の子どもの子育てに関する相談(予約可)                                                                                                   | 月～金曜日午前10時～午後5時                                                       |
| ぽっぽえん ☎360-0022、電子メール(poppoen@city.osakasayama.osaka.jp)も可<br>UPっぱ(子育て交流ひろば) ☎360-4320、電子メール(upp@city.osakasayama.osaka.jp)も可 |                                                                       |
| ☑消費生活相談員による消費生活相談                                                                                                             | 月～金曜日午前10時～午後0時、午後0時45分～4時                                            |
| 消費生活センター ☎366-2400(産業振興・魅力創出グループ内)                                                                                            |                                                                       |
| ☑社会保険労務士による労働相談(年金・社会保険の相談も可)                                                                                                 | 18日(火)午後1時～4時                                                         |
| 産業振興・魅力創出グループ ☎366-0011                                                                                                       |                                                                       |
| ☑就労支援コーディネーターによる就労支援相談(就職のあっせんは不可)                                                                                            | 月～金曜日午前9時～午後5時                                                        |
| 地域就労支援センター ☎366-6789(産業振興・魅力創出グループ内)                                                                                          |                                                                       |
| ☑若者の就労・自立相談(15～49歳の若年無業者と家族・保護者が対象、家族・保護者のみの相談も可)                                                                             | 5日(火)・19日(火)午前10時～午後0時                                                |
| 南河内若者サポートステーション ☎0721-26-9441                                                                                                 |                                                                       |
| ☑進路・教育相談                                                                                                                      | 月～木曜日午前9時～午後5時                                                        |
| フリースクールみ・ら・い ☎368-0909、または学校教育グループ ☎366-0011                                                                                  |                                                                       |
| 介護電話相談                                                                                                                        | 月～金曜日午前9時～午後5時30分、15日(土)午前9時～午後0時(ニュータウンサテライトのみ)                      |
| 地域包括支援センター ☎365-2941、またはニュータウンサテライト ☎366-5566                                                                                 |                                                                       |
| 心配ごと相談(日常生活における悩みの相談)                                                                                                         | 5日(火)・17日(月)午後1時～4時                                                   |
| 社会福祉協議会 ☎367-1761                                                                                                             |                                                                       |
| コミュニティソーシャルワーカーによる福祉なんでも相談                                                                                                    | 月～金曜日午前9時～午後5時30分                                                     |
| 【狭山中学校区】市役所南館(山原 ☎070-6500-9856)、【第三中学校区】社会福祉協議会(谷川 ☎367-1761)、【南中学校区】自然舎(野口 ☎080-1473-5125)                                  |                                                                       |
| 障がい者相談支援事業所による障がい者相談                                                                                                          | 月～金曜日午前9時～午後5時30分                                                     |
| 基幹相談支援センター(身体・知的・精神・難病) ☎365-1144、<br>相談支援センターぱるぱる(身体・知的・難病) ☎368-8666、地域活動支援センターいーず(精神) ☎367-0033                            |                                                                       |
| 精神保健福祉相談                                                                                                                      | 月～金曜日午前9時～午後5時30分                                                     |
| 福祉グループ ☎349-9409                                                                                                              |                                                                       |
| きこえない・きこえにくい人のFAX福祉相談                                                                                                         | 月～金曜日午前9時～午後5時30分                                                     |
| 福祉グループ FAX366-9696                                                                                                            |                                                                       |
| 生活・仕事・自立相談(生活や仕事などに関する悩みの相談)                                                                                                  | 月～金曜日午前9時～午後5時30分                                                     |
| 生活サポートセンター ☎368-9955                                                                                                          |                                                                       |

## 市役所開庁時間

■月～金曜日/午前9時～午後5時30分

■土曜開庁日/午前9時～午後0時

第1・第3土曜日に、市役所とニュータウン連絡所を開庁しています。取り扱えない業務もありますので、事前に問い合わせてください。

## 1月の土曜開庁日

15日

☎公共施設連絡先  
かけ間違いにご注意ください

|                |               |
|----------------|---------------|
| 市役所(代表)        | ☎072-366-0011 |
| 税務グループ         |               |
| (収納)           | ☎072-349-9400 |
| (固定資産税)        | ☎072-349-9401 |
| (市民税・軽自動車税)    | ☎072-349-9402 |
| 福祉グループ         |               |
| (身体障がい)        | ☎072-349-9407 |
| (知的障がい)        | ☎072-349-9408 |
| (精神障がい)        | ☎072-349-9409 |
| 高齢介護グループ       |               |
| (介護認定)         | ☎072-349-9418 |
| (介護認定以外)       | ☎072-349-9416 |
| 保険年金グループ       |               |
| (国保賦課収納)       | ☎072-349-9470 |
| (国保給付)         | ☎072-349-9471 |
| (後期高齢)         | ☎072-349-9472 |
| (福祉医療)         | ☎072-349-9472 |
| (国民年金)         | ☎072-349-9473 |
| 市民窓口グループ       | ☎072-349-9480 |
| 社会教育グループ       | ☎072-349-9487 |
| 大阪狭山水道センター     | ☎072-349-9476 |
| (水道お客様センター)    |               |
| ニュータウン連絡所      | ☎072-366-0011 |
| 市立コミュニティセンター   | ☎072-366-0077 |
| SAYAKA ホール     | ☎072-365-8700 |
| 市立公民館          | ☎072-366-0070 |
| 図書館            | ☎072-366-0071 |
| 保健センター         | ☎072-367-1300 |
| さやま荘・さつき荘      | ☎072-366-2022 |
| 狭山池博物館・郷土資料館   | ☎072-367-8891 |
| 総合体育館          | ☎072-365-5250 |
| 池尻体育館          | ☎072-365-7303 |
| ふれあいスポーツ広場     | ☎072-368-2081 |
| 社会教育センター       | ☎072-368-0121 |
| 市民ふれあいの里       | ☎072-366-1616 |
| 社会福祉協議会        | ☎072-367-1761 |
| 堺市大阪狭山消防署      | ☎072-366-0055 |
| 消防署ニュータウン出張所   | ☎072-368-0119 |
| 市民活動支援センター     | ☎072-366-4664 |
| 基幹相談支援センター     | ☎072-365-1144 |
| 地域包括支援センター     | ☎072-368-9922 |
| ニュータウンサテライト    | ☎072-366-5566 |
| 生活サポートセンター     | ☎072-368-9955 |
| きらっとびあ         | ☎072-247-7047 |
| (男女共同参画推進センター) |               |
| ぽっぽえん          | ☎072-360-0022 |
| (子育て支援センター)    |               |
| UPっぱ(子育て交流ひろば) | ☎072-360-4320 |
| (世代間交流ひろば)     | ☎072-360-4321 |
| 富田林保健所         | ☎0721-23-2681 |
| 黒山警察署          | ☎072-362-1234 |